

平成28年9月23日

## ガス事業法第37条の7第1項において準用 する同法第10条第2項の規定による法人の 合併の認可について

中国経済産業局長及び中国四国産業保安監督部長から、島根中央マルキ株式会社（法人番号 3280001003913）、浜田マルキ株式会社（法人番号 5280001004389）、益田マルキ株式会社（法人番号 2280001005118）及び株式会社グリーンガス（法人番号 1280001004459）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準I.第11.(17)で準用する審査基準I.第11.(6)で準用する審査基準I.第11.(11)⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙のとおり中国経済産業局長及び中国四国産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20160913 中国第 11 号  
平成 28 年 9 月 23 日

中国 経 済 産 業 局 長 殿  
中国 四 国 産 業 保 安 監 督 部 長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項において準用する同法第 10 条第 2 項  
の規定による法人の合併の認可について (回答)

平成 28 年 9 月 13 日付け 20160907 中国第 41 号及び 20160907 中四産保第  
6 号 により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第 37 条の 7 第 1  
項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定による法人の合併の認可の申請  
について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該法人の合併の認可の申請については、「ガス事業法等に基づ  
く経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成 12・09・28 資第  
8 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。) I. 第 1  
1. (17) で準用する審査基準 I. 第 1 1. (6) で準用する審査基準 I. 第  
1 1. (11) ⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的  
基礎があること」に適合していると認められました。